

## 「シニア割（60歳以上）」提供条件書

### 1. 概要

「シニア割（60歳以上）」は、KDDI 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下、併せて「当社」といいます。）の UQ mobile 通信サービス契約約款に基づき UQ mobile 契約を締結している者の年齢（利用者登録がなされている場合は、その利用者の年齢とします。以下「利用年齢」といいます。）が満 60 歳以上の場合に、一定の要件を満たす契約者回線について、かけ放題（24 時間いつでも）又はアプリ通話かけ放題（24 時間いつでも）の通話オプション料の割引等を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）です。なお、本提供条件書で使用する用語の意味は、本書に特段の定めがない限り、UQ mobile 通信サービス契約約款で定義する用語の意味に従うものとします。

### 2. 提供条件

#### (1) 受付期間

2019 年 12 月 18 日～

※終了日は当社ホームページにて別途お知らせします。

#### (2) 対象契約

ア 次の全ての要件（以下「適用要件」といいます。）を満たしている UQ mobile 契約のうち、その全ての適用要件を満たす契機となった UQ mobile 契約の締結、料金種別の変更、通話オプションの適用又は機種変更（端末機器の購入又は持ち込みに際して当社所定の手続きに基づきその IMEI 情報を登録することをいいます。以下同じとします。）に係る申込みを受付期間内に行い、かつその時点の利用年齢が満 60 歳以上である契約について、別段の申込みを要さず自動的に本サービスを適用するものとします。

- ① 個人名義であること。
- ② スマホプランの適用を受けていること。
- ③ かけ放題（24 時間いつでも）又はアプリ通話かけ放題（24 時間いつでも）の適用を受けていること。
- ④ BASIO4 又はおてがるスマホ 01（KDDI 株式会社との間に締結された UQ mobile 契約にあっては、BASIO4、おてがるスマホ 01 又は DIGNO® Phone とします。）を利用していること。

イ アの定めによるほか、全ての適用要件を満たしている UQ mobile 契約について、当社所定の方法により本サービスの適用に係る別段の申込みがあった場合には、その時点の利用年齢が満 60 歳以上であることを確認の上で本サービスを適用します。

#### (3) 割引内容

ア 本サービスは、その適用の契機に応じて下表に定める割引開始月からイに定める割引の適用を開始します。

適用の契機	割引開始月
UQ mobile 契約の締結	課金開始日を含む月
料金種別の変更	スマホプランの適用を開始した日を含む月
通話オプションの適用	かけ放題（24 時間いつでも）又はアプリ通話かけ放題（24 時間いつでも）の適用を開始した日を含む月
機種変更	機種変更を行った日を含む月の翌月

本サービスの適用の申込み	本サービスの適用の申込みを行った日を含む月の翌月
--------------	--------------------------

イ 本サービスの適用を受けている UQ mobile 契約（以下「対象契約」といいます。）について、かけ放題（24 時間いつでも）又はアプリ通話かけ放題（24 時間いつでも）の通話オプション料から下表に定める割引額（初回適用時は、割引開始月から起算して 6 ヶ月間、月額 1,700 円（税抜）を適用します。）を割引きます。

区 分	料金額（税抜）
割引額	1対象契約ごとに月額1,000円

ウ 対象契約において電子メール機能を利用している場合は、イの割引が適用された月の付加機能利用料の支払いを要しません。

エ 対象契約について、次のいずれかに該当した場合には、その事由が発生した時点で本サービスの適用を廃止します。

- ① UQ mobile 契約の解除があったとき。
- ② 適用要件を満たさなくなったとき。
- ③ 利用者登録の変更等により利用年齢が満 60 歳未満となったとき。

オ UQ mobile 通信サービス契約約款の規定によりかけ放題（24 時間いつでも）又はアプリ通話かけ放題（24 時間いつでも）の通話オプション料の日割りが発生する月については、その適用日数に応じてイに定める割引額を日割りします。この場合、日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### ■提供条件書について

- ・ 当社は、合理的と認められる範囲で本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- ・ 当社は、2020 年 4 月 1 日以降、本提供条件書の記載事項を変更する場合は、変更後の提供条件書の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の提供条件書は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- ・ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。
- ・ 本提供条件書に記載のない事項については、UQ mobile 通信サービス契約約款その他当社の各契約約款および各規約の規定を適用します。各契約約款等の詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。

■作成日 : 2019 年 12 月 18 日

■最終更新日 : 2020 年 10 月 1 日